

別表十三(四)

21欄、25欄及び34欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により記載した金額については、適用額明細書に記載する必要はありません。

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名	()
21欄	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例(代替資産について帳簿価額の減額等をした場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第64条第1項」若しくは「第8項」※ 又は 「平成23年旧措置法第64条第1項」 若しくは「第8項」※ ②区分番号に、「00356」 ③当該別表十三(四)21欄の金額(同欄の金額が23欄の金額を超える場合には、23欄の金額(円単位))を記載してください ※ 企業組織再編成に伴い、課税の特例を受ける場合は「第64条第8項」、それ以外は「第64条第1項」	取得した代替資産の種類 20 代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額 21 代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額 22 圧縮限度額 23 圧縮限度超過額 24 特別勘定に経理した金額 25 繰入限度額 26 繰入限度超過額 27 繰入限度超過額 28 翌期当初の特別勘定の金額 29 繰越額の計算 30 当期中に益金の額に算入すべき金額 31 期末特別勘定残額 32 交換取得資産の種類 33 交換取得資産の帳簿価額を減額した金額 34 交換取得資産の価額 35 交換取得資産の帳簿価額 36 交換取得資産につき支払った交換差金の額 37 交換取得資産に係る譲渡経費の額 38 の簿価額 39 圧縮限度額 40 圧縮限度超過額 41	事業年度又は連結事業年度 法人名 ()	平成二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
25欄	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(特別勘定を設けた場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第64条の2第1項」若しくは「第2項」※ 又は 「平成23年旧措置法第64条の2第1項」 若しくは「第2項」※ ②区分番号に、「00357」 ③当該別表十三(四)25欄の金額(同欄の金額が27欄の金額を超える場合には、27欄の金額(円単位))を記載してください ※ 企業組織再編成に伴い、課税の特例を受ける場合は「第64条の2第2項」、それ以外は「第64条の2第1項」	交換取得資産の価額 7 交換取得資産の帳簿価額 14	25欄	34欄
34欄	換地処分等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第65条第1項」又は「第5項」※ ②区分番号に、「00216」 ③当該別表十三(四)34欄の金額(同欄の金額が40欄の金額を超える場合には、40欄の金額(円単位))を記載してください ※ 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条第5項」、それ以外は「第65条第1項」	換地処分等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第65条第1項」又は「第5項」※ ②区分番号に、「00216」 ③当該別表十三(四)34欄の金額(同欄の金額が40欄の金額を超える場合には、40欄の金額(円単位))を記載してください ※ 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条第5項」、それ以外は「第65条第1項」	34欄	34欄